

令和6年第3回

おいらせ町議会定例会

決算特別委員会

会議録第2号

おいらせ町議会 令和6年決算特別委員会記録

おいらせ町議会 令和6年決算特別委員会記録第2号				
招集年月日	令和6年9月12日(木)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和6年9月12日 午前10時00分 委員長宣告			
閉 会	令和6年9月12日 午後 1時58分 委員長宣告			
出席委員	氏 名		氏 名	
	小 向 幸 祐		大 浦 陽 子	
	小笠原 伸 也		沢 尾 宏 之	
	柏 崎 勉		佐々木 勝	
	澤 上 訓		木 村 忠 一	
	田 中 正 一		日野口 和 子	
	平 野 敏 彦		檜 山 忠	
	川 口 弘 治		西 館 芳 信	
	吉 村 敏 文		松 林 義 光	
欠席委員				
会議事件説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	田 中 貴 重
	財 政 管 財 課 長	田 中 淳 也	ま ち づ く り 防 災 課 長	久 保 田 優 治
	税 務 課 長	堤 雅 之	町 民 課 長	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長	鈴 木 政 康	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長	柏 崎 和 紀	商 工 観 光 課 長	柏 崎 勝 徳
	地 域 整 備 課 長	岡 本 啓 一	会 計 管 理 者	小 向 正 志
	病 院 事 務 長	栗 嶋 泰 幸	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	三 村 俊 介
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	田 中 直 喜	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	成 田 光 寿
	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智	農 業 委 員 会 事 務 局 長	柏 崎 和 紀
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 々 木 拓 仁
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	佐 々 木 拓 仁	事 務 局 次 長	木 村 英 樹
	事 務 局 主 幹	原 本 愁 子		

事 件 題 目	1	認定第1号	令和5年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について	
	2	認定第2号	令和5年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	3	認定第3号	令和5年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	4	認定第4号	令和5年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	5	認定第5号	令和5年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	6	認定第6号	令和5年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	7	認定第7号	令和5年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
	8	認定第8号	令和5年度おいらせ町病院事業会計決算認定について	

発 言 者	発 言 者 の 要 旨
事務局長 (佐々木拓仁君)	<p>おはようございます。</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p> <p>ご着席ください。</p>
檜山委員長	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席委員数は15人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、直ちに決算特別委員会を開会いたします。</p> <p>なお、澤上 訓委員は遅れて来るとの連絡がありました。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時00分)</p>
檜山委員長	<p>ここで、小向副町長より、松林義光委員からの質問について答弁誤りがあり、訂正したいとの申入れがありましたので、これを許します。</p> <p>副町長。</p>
副町長 (小向仁生君)	<p>おはようございます。</p> <p>委員長のお許しをいただきまして、昨日松林委員から三沢市立三沢病院を例としたおいらバスの町外への運行についての副町長の見解を問われた際に、今議会初めての質問を受け張り切って答弁いたしましたが、誤った答弁をしましたので訂正し、おわび申し上げます。</p> <p>国土交通省の運行規制の中に、コミュニティバスは町外を越えて運行してはならないとある旨の発言をしましたが、三沢市内へ乗り入れする場合、三沢市の公共交通の運行維持確保などを話し合う三沢市地域公共交通会議において承認を得る必要があり、その上で協議が調った証明書を国土交通大臣に提出し、許認可を受けることで三沢市への乗り入れは可能となります。よって、条件整備がなされれば町外への乗り入れも可能ということになります。</p> <p>しかし、三沢市としては、市内を運行している三沢市コミュニティバス、市内のタクシー、十鉄バスとの重複が考えられることから、それぞれ利害関係の面でハードルが高く、難しい調整から可能は低いと考えられます。このことで、全国的にも他市町村への乗り入れがまれにしかないと思われず。</p> <p>また、当町は八戸圏域に属した地域公共交通計画にあることから、他市町村への乗り入れを拡大した場合、町内限定としている八戸圏域系統の国の補助金が受</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>けられなくなる可能性もあり、昨日、政策推進課長の答弁のとおり、一例を実施することで町外への乗り入れ拡大が進む懸念があることから、町内運行にとどめているものであります。</p> <p>曖昧な記憶にて誤った答弁をし、大変申し訳ございませんでした。</p> <p>本委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの8認定議案のうち、昨日は認定第1号、令和5年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定についての歳出第7款までの審査が終わっています。</p> <p>よって、本日は、認定第1号、令和5年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定についての歳出第8款からの審査を行うこととなります。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>それでは、第8款土木費から第9款消防費までについての質疑を行います。決算書の116ページから129ページまで、主要施策の成果は111ページから121ページまでとなります。</p> <p>そこで、質疑を行います。質疑の際には決算書の何ページ、または主要施策の何ページということをはっきりとお話しの上で、質疑をお願いいたします。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>川口委員。</p>
<p>川口弘治委員</p>	<p>主要施策の111ページの中の町道維持補修と、委託料の町道の除草について質問をさせていただきます。</p> <p>議案でもありましたが、道路維持の、なかなか未整備によっていろいろな補償問題も起きておりますし、あとよく町民から苦情とあって、多分地域整備課には相当な町民からのそういう苦情というか、情報が入っているかと思いますが、草ですね、道路脇の草等で見通しが悪かったり、危険であったりとか、そういうものの苦情が非常に多いかと思いますが。町としても予算のやりくりの中で、このような実績を予算をつけてやっているんでしょうが、追いつかないような状態なのかと推察いたします。そういう決算ですので、状況であるとは認識はしておりますが、道路というものは安全安心な町のインフラでございますので、生命と町民の安全を守るという意味でのインフラでは非常に大事なものと思っておりますが、あとこの間も一般質問でも出ました交通安全関係の部分にも、非常に危険な状態になっておると。</p> <p>そういった状況で、まず副町長にお伺いしたいんですが、予算のやりくりで大変ご苦労されているような、そういう結果が私としては評価いたします、町としてはですね。ただ、苦情は県道であれ国道であれ、管理者が県、国の道路、そう</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>いった関係、町にはちょっと関係ないところの、ただ町民からのその苦情もあります。ちょっと長くなりましたが、すみません、歩道なんかの草、例えば国道沿いの立派な歩道ができていのに草で歩行者が歩けないような状態に放置されていると、国道で。県道であってもほとんどそういう、同じような、ガダメクとか、壊れたままとかですね。そういう苦情も含めて、この道路、財産ですね、財源ですね、町長からお話できる範囲でよろしいんですが、どうしてこういう予算がつかなくなったんでしょうか。その辺の背景というものを、お分かりの範囲の中でお知らせいただければと思います。</p>
<p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>ただいまの質問ですけれども、町道整備に関しては、おととい、その前でしたか、やり取りの中でいろいろと説明はされていたはずだと思っております。</p> <p>今、質問されたのは、県道、国道の管理体制のことだと思いますけれども、確かに近年、国道についての穴ぼこ、それから今の雑草の刈取り等が遅れているなということは走っていて感じております。その要因はと聞かれましても、そのことについて県や国に対して遅れている理由を確認したことがないものですから、この場ではその理由はちょっと見当たらないんですけれども、その対応についてに関しては、今後もそういう危険箇所と感じられる場合には、関係課を通じて県なり国には要望をしていきたいとは考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>川口委員。</p>
<p>川口弘治委員</p>	<p>ありがとうございます。副町長、事務方のトップでございますので、いろいろなそういうものでもっと踏み込んだ話を聞けるのかなと思って期待していましたが、私のわか記憶で申し訳ないですが、間違っていたらすみませんですけれども、国の特定財源、道路特定財源というものが本来はあったのが、これ一般財源化されていると。それによって道路財源が、はっきりしゃべれば削られてきているということ。県、町村も準じていますので、予算要求とか、採択がなかなかできない。そういう現状が起きているというものを認識かどうかとか、そこのところの確認をしたかったんですが、いかがですか。町長。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>町長。</p>

<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>川口委員には、日頃より町の交通安全協会の会長として、町の交通事故防止あるいは危険箇所の点検とかいろいろな部分でお世話になって、本当に日頃からありがとうございます。感謝申し上げます。</p> <p>ただいまの件につきましては、川口委員が今述べてくれたとおり、国の予算がもう削られている、これは現実であります。国土交通省、年に1回我々も重要施策の要望ということで青森河川国道事務所の所長さんを交えた会議に出席しているんですけども、今まで夏場の草刈り予算も減ってしまって、3回刈っていたものを2回にしたということでもありますので、そういう部分でご了解くださいという提案があって、それはもう3年ほど前ですか、4年ほど前か、そう言われているので仕方がないのかなという気がしております。ただ、近年、やたらと道路脇の草が、やっぱり1回草刈り減らした部分で伸びているかもしれませんし、また地球温暖化の影響、あるいは適度な降水量ということで、植物にとっては生育に適した環境になっているのかなという気がしておりますので、そういう理由があるのは確かであります。また、町道に関しましても、先日シルバー人材センターの理事長はじめ担当職員と話をしましたら、町に委託されている部分でどうしても人員の不足があって遅れている部分もあると。しかしながら、どうしても交差点とかそういう交通事故に直結するような場所は、後ればせながらも優先的には草刈りしているし、するつもりだという話を聞いておりました。しかしながら、今、川口委員から提案のありましたことですね、全くそのとおりであります。我々は、予算が足りない、人が足りない、事故が起きたり人が亡くなればまたそれ以上大変なことになりますので、今年度を含めて来年度も、次年度以降も、ただいまのご指摘を受けながら、よりよい改善策あるいは善後策を考えていきますので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>川口委員。</p>
<p>川口弘治委員</p>	<p>ありがとうございました。町長におかれましては、県内の町村会等で県にそういう訴えて、各町村からも、我が町からもですね。県は県で、全国知事会で国にいろいろそういう訴えを。国のその予算をいろいろなメニューで、確保、道路の安全安心な、生命を守るという一つのそういうところで働きかけて、今後ともいただいて、我が町の道路のインフラを守っていただけるようお願いを申し上げて終わります。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>答弁はいいですね。</p>

<p>吉村敏文委員</p>	<p>吉村委員。</p> <p>予算書の119ページ、交通安全対策費に関して、管理になるんですが、この間も道路の穴とか、そういう形の部分で言いましたので、今回は、私は学校のそばとか国道とかなんかで特にそうなんです、春先に横断歩道、これが本当に消えてくるんですよ。非常に気がつかなくなって、目立たなくなってくるので、いろいろ予算的なものもあろうとは思いますが、センターラインは、なれば一番いいんですけども、本当は、横断歩道だけは本当に早めに、やっぱり子供たちなんかもう通学路なんか特にそうなんです、ライン引きを早くして、目立つような形で、子供たちの安全を守ってほしいなと思っていますが、県にそういうもので強く要請する気はないでしょうか。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p>
<p>まちづくり防災課長 (久保田優治君)</p>	<p>吉村委員にお答えします。</p> <p>ここの予算ではないんですけども、昨日のうちの交通安全対策費の予算の中で町道はやっていますけれども、県道、国、特にご指摘のあった県道等については非常に遅いということで、三沢警察署等を通じまして県の公安委員会に今後も強く要望していきたいと考えています。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>吉村委員。</p>
<p>吉村敏文委員</p>	<p>町道に関しましては、それなりにやっているかなと思っています。やはり、今、当町でも子育て支援という形で力を入れているわけなんです、何年か前に交通事故も起きました。死亡事故も起きておりますので、とにかく横断歩道、これが一番大変じゃないかなと、危険ではないかなと思います。</p> <p>私も取り上げまして、北部の横断歩道のところに照明をつけていただいた経緯もあるんですが、あそこは今おかげさまで照明をつけてもらってはいるんですが、やっぱり春先になると、ラインが消えてくると目立たないんですよ。すると、車乗っている人はほとんどもう本当に気がつかない、見えなくなってくるので。その辺のところを、まちづくり防災課長も言っていましたけれども、やっぱりこっちは、県でも何でもそうなんです、やっぱり子供たちの通学に関しての安全確保が大事だと思いますので、町長もいろいろな機会があろうかと思っていますので、やはり子供の命を守るのが一番大事だと思いますので、その辺のところはいろいろな機会がありましたら強く要望して、その辺で頑張っていただきたいと思</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>っております。答弁はよろしいです。</p>
<p>佐々木 勝委員</p>	<p>佐々木委員。</p> <p>最初に、川口委員からも話あった草刈りの件なんですけれども、歩道、通学路が非常に草刈りされていないのと、それと木ですね、結構道路側に、歩道側に垂れてきているというのがあって、この前洋光台の町内会で伐採した経緯がありますし、洋光台町内会では月1回バス道路の草刈りと、歩道の草刈りをしています。空き地がまだまだ、地主はいるんですが家が建っていません。それと、今転売して不動産業者の看板が結構立っているんですよ、空き地に対して。その草刈りもしている業者もいますし、していない業者もいます。その指導というのはしてもらえないのかと。あと、以前私、空き地の地主に対して草刈りの委託を町内会でされればやりますという話をして、地主に対して要望してくれないかという話をしました。その件、その後どうなっているか知りたいのと、それと同じ施策で、15ページなんですけど、委託料、公園保守点検（「111ページから121ページ」の声あり）115ページです。（「分かりました」の声あり）委託料の公園保守点検業務委託料というのは、これはどういった内容の委託料で600万円払っているのか。</p> <p>それと、その下の工事負担ですね。洋光台の南公園の遊具撤去費、これも多分滑り台だと思うんですが、南公園のね。もう一か所、いちょう公園のローラー滑り台の、テニスコートの下のほうでも一回今年も撤去していますが、あれもしばらく立入禁止のテープがぐるぐる回されて、1年近く放っておかれました。あれで、子供たちが遊べばけがをします。現に先日、三沢の海水浴場の休憩所の屋根が飛んでけがをされたケースがあります。あれも、立入禁止のたしかテープが張られていたはずなんです。そういったことで、そういった危険の、人身事故が発生するような場所は早々にやってもらわないとけがしてからでは遅過ぎます。</p> <p>そういったことで、そういった人身事故と、あと通学路の確保に関して、町側の要望というか取組方を、今その3点ですね、空き地の草刈りと、歩道の草刈り、あとその遊具の関係に関して質問します。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>地域整備課長</p> <p>(岡本啓一君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>3点ご質問がありましたので、順番にお答えしたいと思います。</p> <p>まず一つは、通学路の草刈りについてですね、ちょっと遅いとかそういった部分のご指摘でございました。当課としましても、順次この対応をしているもので</p>

	<p>ございますけれども、今のご指摘を受けまして改めて除草の、草刈りのスケジュール等について検討してみたいなと思います。</p> <p>それから2つ目の空き地、私有地の空き地への草刈りの指導の件についてでございます。ちょっと私も詳しくは存じ上げない部分ありますけれども、当課として指導ができるのは、空き地から生えた樹木によって道路の交通の支障になるといったようなものについては、適正な管理をお願いしたりとかいったようなことはしてありますが、一般的な程度の草木、草刈りとかそういった部分について指導をするというのは、ちょっと町として行うのは難しいのかなと感じているところです。</p> <p>それから、3つ目の遊具についてお答えいたします。佐々木委員ご指摘のとおり、いちょう公園については遊具点検を行って危険とされた物について順次撤去しているものでございます。また、あるいは予算確保の関係から、危険という判断が出て、次の撤去の予算を確保するまでの間、およそ数か月、長ければ1年とかかかってしまう都合上、長らく、ちょっと危険と思われる場所が存在したということについては、今後点検結果を見て、ちょっと先を見て撤去の予算を確保していくだとか、そういったようなことを今後検討していきたいと感じております。</p> <p>あるいはその危険とされた遊具については、順次撤去することが基本ではありますけれども、場合によっては修繕してもつ物があれば適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>佐々木委員。</p> <p>もう1点、公園保守点検業務委託料というのはどういった内容のものかですね。</p> <p>それと、今、歩道の草刈りもあるんですが、これからは雪が降ってきます。今、道路側に、歩道側に出ている木は雪が降ると歩道を覆います。そうなれば、ちょうど中学校、北側、公園から、いちょう公園の北、公園の側から中学校に行くあそこの道路、まず課長も分かると思うんですが、あそこはふだん車道を歩いているんですね、冬場、子供たちが。歩道が何のためにあるのか。ただ木があり、雪が落ちてきて危ないから、みんな車道を歩いているケースが多々見受けられますから、そういったのを先手でやっぱり伐採して、安全確保を第一に図るのが大事じゃないかなと思うので、今後冬場に向けてそういったのも考えてもらいたいと思いますし。</p> <p>あとやっぱり、草が生えていると物をみんな投げていくんですよね。そういう</p>
<p>檜山委員長</p>	
<p>佐々木 勝委員</p>	

<p>檜山委員長</p>	<p>の、犬だとか、子供たちがまたそれに対して遊んで歩くというのがありますから、やっぱり景観上よくないです。業者の方だけでもいいですので、そういった要望を、町側として何とかしてもらえませんかということをお願いできないかなと思いますので、協力をお願いしてもらいたいと思います。</p> <p>以上です。どうでしょうか。</p>
<p>地域整備課長 (岡本啓一君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>答弁漏れ、申し訳ございません。</p> <p>主要施策の成果115ページの、公園保守点検業務委託629万7,000円の内容はどのようなものかといったようなご質問について、答弁漏れがございました。これは、各所、公園ですね、いちよう公園ばかりじゃなくて各所にあるわけなんですけれども、そちらの例えばトイレの浄化槽の保守点検だとか、あるいは遊具の点検だとかといったようなものを集めるとこの600万円くらいになるといったようなものでございます。</p> <p>それから、この歩道の適正管理について、一言で言うところにご指摘があったかと思えます。今の委員のご指摘ももっともかと思えます。ただ、管理する道路がなかなか、結構膨大にございますので、特に気をつけてほしいとか、そういったご指摘が特にありましたら、随時ぜひ地域整備課にご指摘いただけたら、できるだけ迅速に対応してまいりたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>今、佐々木委員から、百石中学校のところの大木ですね、やはりこれまでも歩道に雪が落ちるとかいろいろな部分で学務課も危ない場所と、または校庭の北側の部分も木が、学校敷地内から生えている木で、雪が降るとなかなかそこ除雪もできないし歩けないということで、先般補正予算可決していただきましたその予算の中に百石中学校の伐採事業ということで、危険木の伐採事業ということで、今回あそこの大きい木を、旧給食センターがあったところからちょっと上がって、今だと畑になっている部分かな、あのあたりまで道路沿いのところを、ちょっと大きい木も含めて今伐採することで計画しておりますので、今年の冬には何とか間に合わせたいとは思っておりますけれども、そのところで危険木を伐採する。また、甲洋小学校のところ道路沿いにある木についても、やはり年数が古くて、校庭内に生えているところもあるんですけれども、やはり桜の木も複数</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>年で危ないということで、あそこを少しきれいに伐採することとしておりますのでご理解いただければと思います。</p>
<p>政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>佐々木委員の、洋光台の空き地の草刈りまたは樹木の剪定等について、この土木費ではないんですけれども、質問がありましたので若干答えさせていただきたいと思います。</p> <p>空き地の部分については、うちの政策推進課の部分と地域整備課の部分ありますけれども、当町とすると空き地、要は軟弱地盤等の空き地を管理させてもらっております。年に1または2回草刈りをしておりますけれども、状況を見て、今地域整備課で導入した草刈り機もあって、今年は2回ほど草刈りをさせてもらっております。よって、状況を見て地域整備課と協議しながら、協力をもらいながら管理をしていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。</p> <p>また、剪定の部分についても、町道の部分と政策推進課の部分ありますけれども、区分けが分からない部分ありますので、状況と現場を確認しながら対応させていただきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>佐々木委員。</p>
<p>佐々木 勝委員</p>	<p>よろしく何とかお願いしたいなと思います。</p> <p>それと、百石中学校の通りと旧よし食堂から洋光台に入る道路、あそこはどうなんでしょうか。あそこも結構、この間実をいうと、お祭りの関係で山車があそこを通るんですね、町内会で草刈りの日に取りあえずみんなで、有志で取りあえず手の届く範囲で木を伐採はしたんですが。ただ、あれだけではとてもとても雪が降れば当然同じような現象が起こりますので。その辺も見ていただきたいというのと、昨日もそういった町民から要望がありました、実は冬場あそこどうするのよという話で、昨日話があったので、改めてお願いしたいなと思います。</p> <p>それと、今、空き地の湿地帯のあれも、それは確認してはいます、要望も取りあえず聞いてもらっているかなと思うんですが、より一層の早めの空き地の処理というか、使い方ですね。それを町内会と一緒に考えてもらいたいなと思います。というのは、町内会でも全然洋光台町内会としては別に邪魔になっているわけではないよと、いろいろと話をしてくれれば草刈りもやるし手伝うよという話を私</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>も受けていますから、会長からね。その辺を前向きに、お互いに前向きに、そしてあそこを何とか思うように使いたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>以上です。</p>
<p>地域整備課長 (岡本啓一君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>洋光台からよし食堂までの通りの樹木の管理の件についてご指摘があったかと思います。先日、洋光台の方から樹木の伐採について相談がございまして、何とかこちらも予算の範囲内で支障となるものについて伐採をしたところですが、まだそれでも不十分ということであれば、ちょっとこちらとしても継続的に対応していかなければならない部分もあるかと思っておりますので、引き続きまたこの気になるところがあったらまたご指摘をお寄せいただきたいと思っております。</p> <p>また、自主的に剪定していただいたということでございますけれども、やはり道路にかぶさってくるような樹木の剪定を行うということは、ちょっと危険が伴う場合もありますので、作業する前に、やはり町で対応するべき部分もあるのかなと思っておりますので、お互いコミュニケーションを取って対応できればいいのかなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>洋光台の空き地の部分でございます。今年度、試験的に地域整備課の重機を入れて草刈りをさせていただいております。今後そういう草刈り、また委託もありますけれども、今後どうしたらいいかという部分を再度町内会とまたお話をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>西館芳信委員</p>	<p>西館委員。</p> <p>主要施策の成果から2点お願いいたします。</p> <p>まず、第1点は114ページの下のほうに3項都市計画費ということで、屋外広告物規制図面の作成業務云々ということで9万9,000円計上されております。期せずして、先ほど佐々木委員から景観という言葉が出ましたけれども、私も景観ということにはいささか関心がございますので質問させていただきます。</p> <p>まず、この規制図面というのはどんなものなんですかと。今、改めてまたこの</p>

	<p>規制というのがどういう背景でもってなるのか、そしてこれは法的根拠というか、これの背景にあるのは、例えば国の景観法あるいは広告物法、これを受けての県の条例ですかということ、そのどっちかな、両方かなということ、をまずお聞きいたします。</p> <p>それから、2点目は、116ページの住宅費ということで、効果として入居者に対して快適な住環境を提供したということになっておりますけれども、これを評価するには、まず私は今の政策空き家ということが、住宅に関してその施策の一端が付されているわけですが、その政策空き家とは何ぞやということをもう一回検証したいです。私は、新しい物を建てていくには予算もないし、当面時間的な余裕もないと。一旦どうするか保留しておいて、次のためにどうするか、今は人を入れないでおこうというのが政策という私の解釈なんだけれども、それが間違っているかどうか。この政策空き家ということに関しまして述べていただいて、そしていちょう団地、くるみ団地、この2つが合わせて35ということになっておりますけれども、その政策空き家ということがこの2つの団地に影響して、35がもっと、これがあくまでも定員であって実態はこれより少ないものかどうか、その辺のところ、2点お願いいたします。</p>
<p>樽山委員長</p>	<p>地域整備課長。</p>
<p>地域整備課長 (岡本啓一君)</p>	<p>まず、1つ目のご質問、主要施策の成果114ページの屋外広告物規制図面作成業務委託料について説明をいたします。</p> <p>この屋外広告物の規制に伴う許可等につきましては、県条例に基づいて、本件はたしか県条例だと思っておりますけれども、事務は町村が行うということになっていまして当町で行っております。このたび、決算報告書に載せました規制図面作成業務委託料についてでございますけれども、都市計画、こちらでいいますとおいらせ町都市計画ですよね、そちらで定めた用途地域ごとにこの規制の内容が異なるために、このたびおいらせ町都市計画が新たに見直しされましたので、それに伴いまして規制区域が表示された町の管内図データというのを新たに作成したものであるように把握をしております。</p> <p>それから、次に、町営住宅の件ですね。主要施策の成果116ページ、公営住宅管理戸数等を掲載してございますけれども、政策空き家についてご質問がございましたので説明をいたします。</p> <p>政策空き家というのは、町営住宅にもそれぞれ構造によって耐用年数というのがございますけれども、その耐用年数を過ぎた町営住宅について、空き家になったら今後の建て替えとかもございまして、政策として空き家にしておくと。</p>

	<p>退去する人が出たら空き家にしておくといったようなものでございます。</p> <p>それから、いちょう団地、くるみ団地について特にご質問がございましたのでお答えしますと、いちょう団地管理戸数15戸とありますけれども、今現在お住まいなのは7戸と。そしてくるみ団地20戸とありますけれども、今お住まいなのが12戸と把握しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>西館委員。</p>
<p>西館芳信委員</p>	<p>それでは再質問いたします。</p> <p>屋外広告物規制図面、図面に関して興味があるのではなくて、これを作ることになったその県の景観条例が今現在どういうふうにして機能しているのかということで、それが町村に与える影響はということになりますと、こういうものを作るということになれば、例えば、それ自体禁止の広告物だとか、表示禁止物件だとかの定義、色分けがちゃんとなさされていて、そして許可する区域、しない区域の区域分け、そういうのが実際ちゃんと県から働きかけて、そういうのを我が町でも設けているのかと。そして、もう一つは、これ、条例でもってやっているんだけれども、これに関してはやっぱりいろいろなトラブル等あるかと思いません。そうした際に、厳格に対処するための条例の範囲内での罰則規定はありますかということはこちらに関しての再質問です。</p> <p>それから、住宅費に関しましては、そうしますと、政策空き家の関係で35ある分が今のところは19が稼働というのはおかしいですけれども、実際に貸し付けられていると。あとは空いているんだと。これ、全体に見ますと、合併してから20年以上もたつわけですから何らこだわるわけではないんだけれども、旧下田地区と旧百石地区のこの住宅の割合があまりにも数が離れています。これ、このままの公営住宅の管理戸数ということでも分けてみますと35対251になります、旧百、旧下。何でこうなるかは容易に理解できます。都市計画法上、市街化調整区域に、市街化要請区域です、実質は。そういうところが根岸の坂からずっと多かった、北のほうに行けば集合住宅は建てられないという旧百石地区の現状と、都市計画にはそれには入りませんよということでそういう規制を設けなかった旧下田のほうが緩やかでもってこういうのができたんだというのは大いに分かりますけれども。この現状がこれでいいのか、これを是正してこそ主要成果ということで、今のはただ現状をこのまま受け入れているだけで、これが成果かどうかというのは私は非常に疑問を感じます。私が言っているように、一川目、二川目、浜通り地区に、前にも言いましたけれども住宅を建ててほしい、町</p>

	<p>営住宅建ててほしいというのが、これから果たして可能なのか。それを妨げるといことになりますと、特定用途制限区域に、調整区域等が変わって、その中の田園環境居住地域に対しまして、あれは色分けするとオレンジ色でずっと浜通りあります。そのほかのものは、ほとんど何もないわけでした。そこに集合住宅を建てるのが可能なかどうか。それをはっきりお知らせください。そして、可能なのであれば、もっと努力して建てる方策を講じたらいいんじゃないかと。あるいは、駄目であったら、やっぱり町内に400ある空き家、これを町が買取りだとかそういうことをしてリフォームして、はるかにそっこのほうが新しく集合住宅を建てるよりは、ちょっと散らばるけれども、安上がりに、一戸建てといことになればありがたいがられるような気がします。その辺の観点からお願いいたします。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>地域整備課長。</p>
<p>地域整備課長 (岡本啓一君)</p>	<p>1つ目の、屋外広告物の規制の関係につきましては、ちょっと資料等確認して答弁したいと思いますので、後刻答弁させていただきたいと思います。</p> <p>それから2つ目の、町営住宅の建設についてでございます。もちろん、用途地域によっては町営住宅を建てることも可能かなとは思いますが、ただこの町営住宅全体を今どうしようかというのを、ただいま検討しているところでございます。といいますのも、この管理戸数のおよそ半分くらいがかなり老朽化しておりまして、いずれ建て替えをしなければならない時期が着々と近づいているという現状にありまして、その後どのようにしようかと、物によっては大規模改修を行って長寿命化を行うか、またあるいはもう取り壊してそのままにするかといったようなことを、総合的な観点からいろいろ検討しているところでございます。ただ、その現状を考えますと、町営住宅の募集を行っても実はこの定員の分だけ応募者がいないというような状況でもございますし、町営住宅の需要そのものが町が考えているよりも低くなっているのではないのかなという部分も感じているところでございます。</p> <p>また、あるいはその公営住宅につきましても、従来のように町が、自治体が直接建設をして町営住宅として住民サービスに使うというような方法もあるんですけども、最近ですと民間住宅を借り上げて、それを住宅を困窮している人に使っていただくといったような、民間借り上げ方式というものも最近広く行われているような状況にあるということを当課でも把握しており、今後まさしくどのようにしようかというのを今考えている、検討している最中でございます。ですので、特定の地域に今住宅を建てるといったようなところまでは、現在検討してお</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>りません。</p> <p>以上です。</p> <p>病院事務長。</p>
<p>病院事務長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>昨年度までの地域整備課におりましたので、若干補足させていただきたいと思 いますのでご了承願いたいと思います。</p> <p>まず、屋外広告物ですけれども、屋外広告物法に基づいて青森県屋外広告物条 例があります。その権限移譲をされて、事務をおいらせ町がやっているという ことになります。ですから、屋外広告物の禁止区域あるいは許可区域、禁止区域 ですと自然公園とかそういった中には広告物は立てないでくださいとかという 内容になるんですけれども、そこの区域、あとそこの内容ですね、こういった広 告物は許可します、こういった広告物は許可しませんとかというのは、青森県条 例に細かく規定されております。</p> <p>今回、おいらせ町で屋外広告物規制の図面の作成をしたのは、県の図面が非常 に縮尺が小さい図面なので、今回都市計画の見直しの際に、せっかくの機会です からきちっと測って、県の図面をもうちょっと拡大したもので作りましょうとい うことで、図面を作成したものです。</p> <p>あと、町営住宅のほうです。今、地域整備課長からお話いただいたとおりの 話になりますが、1点ですね、田園環境居住地域、特定用途制限地域のお話あり ましたので、それを補足させていただきます。</p> <p>そこについての集合住宅の建築は可能なかどうかというお話ですが、基本的 に共同住宅、田園環境、オレンジ色のところですね、そこへの共同住宅は建築可 能ということになっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>西館委員。</p>
<p>西館芳信委員</p>	<p>今、補足の答弁もいただきました。細部は県条例に決められてあって、事務委 託だけだということで。その答弁を聞きまして納得いたしました。</p> <p>また、重ねて田園環境居住地域に集合住宅、共同住宅建設可能じゃないかとい う答弁をいただきましたので、心強い思いがいたしました。</p> <p>それから、もう一つですね、答弁漏れなんだけれども、この屋外広告物条例、 県のですね、これに罰則はあるかどうか、それ確認できますか。後でもいいけれ ども。</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>病院事務長。</p>
<p>病院事務長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>罰則につきましては今、ちょっと手元に資料ございませんので、きちんとご確認して、後日委員にお伝えしたいと思いますのでご了承願えればと思います。 以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。 小笠原委員。</p>
<p>小笠原伸也委員</p>	<p>施策の成果の111ページぐらいからの、町道の維持修繕関係のことでちょっとお聞きしたいことがあります。 地域整備課ですから分庁舎1階にありまして、私もちょくちょく色々お願いに行って、去年なんか町道にはみ出ている越境している枝とか、お願いにあがって解決してもらった経緯がありました。そのとき一つ感じたことは、あの町道に越境しているかなと思われる、これ町民が多くても、詳しい地域整備課さんによると、いや町道幅が決まっていないんだと。だから枝が越境しているかどうか分からない、ということもあって、かなり複雑な問題でもあるなと思います。あと、簡単に枝切ってちょうだいと言って、伸びているからといって当事者がはいつて言ってくればいいんですが、町内会に入っていない人だったりすると、話もできない、交渉できない。越境している枝切ってほしくてですね。そこが狭い町道で、結構道路の交通量も多いんだということで、町民からしてみると、絶対越境していると。当事者の本人からしてみると、いやうちのほうの土地だと。そういう感じになるケース、これは非常に難しいなということで。参考までに、おいらせ町内に町道で測量かけていない場所というか、地区というか、何割くらいいいので、大体どのくらいあるとかですね、何か分かった範囲で、測量かかっていないところあれば、これ、どうするのかと、将来的に。多分、旧百石とか、旧下田町時代からの話だから、ここにいらっしゃる方詳しく分からないのかもしれないけれども、分かる範囲で。何か町内会の問題にも発展してくるし、町民間のトラブルにつながるような要素をふんだんに含んでいるんですね。越境している枝、単純に切りたくらいなんだけれども、なかなかできないという、そういうこと、何か回答、ある程度いただけるものでしょうか。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>地域整備課長。</p>

<p>地域整備課長 (岡本啓一君)</p>	<p>町道についてきちんと測量されているのか、境界がきちんと測量して確定されているのかというようなご質問でよろしかったでしょうか。</p> <p>最近整備したものについてはもちろん測量等して、きちっと境界等を出して町道認定、工事も行っって町道認定しているものかと思えますけれども、町道については合併以前から古いものもありまして、もしかするときちんと境界が確認できないものもあるかもしれなと思いました。ただ、今このような状態で答弁しておりましたので、どのくらい、何割くらいというご質問ございましたけれども、ちょっと現時点では答弁するような情報が手元にないような状況であります。</p> <p>ただ、今ご質問の契機となった町道に越境している枝についてが一番なのかなと思います。そういった支障となっている木、多々ありますので、その所有者等が分かれば、所有者等が分かってかつ町道にはみ出している樹木の状況が分かれば、当課としてもその所有者に対して随時文書で適正管理をお願いしているような状況でございますし、お願いしたのについては、時間のかかるかからないはあるんですけども、おおむねその所有者において適切に対応していただいている状況にあると認識しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>よろしいですか。ほかに質疑ございますか。</p> <p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>私は、主要施策の成果の111ページのところで、これまで話があった町道の除草の件ですけれども。</p> <p>私を知る限り何件かは、農家の方が、今、大型トラクターに刈り取りする機械を設置して、自分のところの畦畔刈りをしているんですけども、そのほか自分の隣接している町道の草刈りもしているんですよ。すごいなと思って、私は。それが何人かあって、助かっているなという思いがあります。特に、町道の場合は交差点の除草が一番大きな問題で、特に草丈が1メートル以上になりますと、交差点ではもう先が見通せないような状況になっています。そういう意味では、さっき課長の言う交差点について優先的に対応していますよというのは、私はよく理解できます。その、例えば浜街道とかそれ以外の町道で、農道が主体のところについては農家にもっとそういう委託とか、そういうのができないのか。せっかくすばらしい機械でば一つと刈って行って、うまいなと思って私見ながらやっているんですけども。そういうのが、町が対応できない、手が回らないそういうのだったら、やっぱりできる人に幾らかでもお願いして刈ってもらって、報酬を払うという方法も一つありかなという思いがありますので、ここのところを一つ</p>

お聞かせいただきたいと思います。

それから、115ページの公園管理のところですけども、この委託料を見ますと、先ほど佐々木委員も質問した公園保守点検業務委託、各所にあるということで11件とありますけれども、海浜公園、これはどういう位置づけになっているのか、この項目の中にないんですけども。私は、国道にもちゃんと標識があってここにありますよというのがある、そしてまた公園の前には何とかゾーンというのなので、またぶら下がりの看板があるんですけども。本当に、そういうのに成果が出ていないというが、金をかけていないから出ていないんじゃないかと。私は、今、海浜公園は海釣りの車、これが大体朝、二川目の海岸ですと10人、そして車は七、八台、それからキャンプ場には金曜日、土曜日は多いときで10台、バイクで来る人等もありますし、盛んなときは15台くらいあります。そういうので見たときに、あそこには水道の施設、それからトイレがあります。トイレについては、老人クラブが週1回清掃に当たっています。あの周りもですね。私も時々ウォーキングで見るとですけども、今の利用者の人は非常にマナーがいいなと思います。ごみもそんなに散らばっていません。持ち帰っている。ただ、あそこにあるバスケットコート、スリー・オン・スリーのコートがあるんですけども、ほとんど手入れがされていません。ネットもぼろぼろになって使い勝手が悪くなっているのに、個人の人を買ってきてつけて、子供たちが利用している。今、特に夏場になれば、子供たちが来てやったり、朝早く親子でバスケットコートで練習をしているのが見られます。やはり手をかけて、やっぱり町がこういう施設を管理しているんだという思いが伝わらないんじゃないかと。そのコートに車が入ったりなんかします。ラインも消えています。全然見えていません。これらについてどう捉えているのか、この海浜公園の捉え方。やはり、これから、課長が言ういちょう公園みたいにテープ張ってもう利用できなくするというのか、それともそれなりに手入れをして、ちゃんと町としての管理している条件、状態、こういうものを管理しますよということなのか、特にこれから冬場の正月の初日の出には、海岸にいっぱい、堤防にね、人がいっぱい集まってきて、車だともう100台以上が来ていますよ。人だったら200人は超えるんじゃないですか。やっぱりそういう、初日の出のメッカになってきているという、だから観光面でも私はもっといろいろな位置づけがあるんじゃないかと思うんですけども、非常に認識が低いんじゃないかと思っています。ですから、この辺の捉え方と、これからの整備、点検、あずまやとかそういうものの塗装、そういうものもどうするのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、118ページの災害対策ですけども、私はこの災害対策について関連しますけれども6月号の広報見てこれでいいのかなと思ったのは、防災特集

で命を守る最善の行動とあります。このステップ1、ステップ2あるんですけども、ステップ2では自宅の場所やふだん行く場所などを確認しましょうと。基本は防災安全マップを、うちにあるものを確認してくださいということなんですけれども、広報に載せるのに、この凡例とかそういうのが全然分からない。この地図で、本当に広報の役目をするのかなという、私本当に情けないと思いますよ。少なくとも色分けがちゃんとされてあったら、その色分けが分かるような形で掲載すべきじゃないですか。私は大体、八戸、三沢、それからスポーツ大会等で行ったときに必ずそこの地元の広報、手に入れば見えています。私は、本当にそういう意味ではおいらせ町、この広報担当の方の気持ちを思えば、もっとモチベーションを高めるためにはカラー化をして、町民が読みやすい、見やすい、そういう広報を作ってほしいなということで、前にも町長にお願いしてはいますが、八戸の広報を見れば、全編必ず色がついていますよ。あれだけ世帯が多くて、人数が多いところで、そういう対応しているわけですから。うちもできないわけではないという思いがありますので、この辺についても、広報と併せてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、121ページのところに無線放送施設があります。夏休みになれば、子供たちが夕方うちに帰りましょうのチャイムで、あの放送があります。今現在も、いろいろな町の、北消防署ですか、あそこの放送も、聞けば大人じゃなくて子供が放送しているという、声で放送になっている。あれという感じを受けたんですけれども。これは、かえっていろいろな意味で、聞くほうからすれば関心が高まるのかなという思いがありますので、この辺の対応の仕方と、それから、廃止した朝6時のチャイム、これは私は三沢のチャイムを聞いています。6時になれば海岸でもちゃんと三沢のチャイムが聞こえてきます。こういうのが今まで農家の人が朝4時とか、3時とか仕事に行って収穫して、朝のチャイムで6時だと。これで作業を一旦打ち上げして帰るというめどがあったんですけども、それが全くない。いつになったら戻るんだという話も聞いています。この点についてお聞かせをいただきたい。

檜山委員長

暫時休憩いたします。

答弁は、休憩後をお願いします。20分まで休憩といたします。

(休憩 午前11時04分)

檜山委員長

会議に入る前に、ちょっとお願いをしておきたいと思いますが、質疑は簡潔に、そしてまた答弁も簡潔にということ、心に入れての質疑をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

<p>檜山委員長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時20分)</p> <p>それでは、先ほどの平野委員に対する答弁をお願いします。</p> <p>地域整備課長。</p>
<p>地域整備課長 (岡本啓一君)</p>	<p>それでは、答弁をいたします。</p> <p>先ほど質問いただいた1点目、農道の除草を、トラクターで除草している方に係る措置と申しますか、そういった協力体制の構築に近い提案なのかなと思いますが、一つ、町道認定されている舗装道路につきましては、道路交通法上の許可なり、道路維持作業用の機械でなければならないという規制がございますので、そちらは難しいかなと思うんですけども。砂利道のような農道として取り扱われているところについては可能性がゼロではないので、今後の検討事項、庁内での検討事項とすべきかなと考えております。</p> <p>それから、海浜公園の維持管理についてご質問があったと思います。まず、主要施策の成果115ページにいろいろ委託の名前が、児童公園管理委託とか下田公園管理業務委託とかあるんですけども、海浜公園につきましては都市公園です。この委託料の中で浄化槽の委託だとか除草の委託などを行っていますので、この委託料の中に含まれております。ただ、その名称として、一括発注する関係上この海浜公園という名前がこのページにたまたま出ていない状況であります。</p> <p>それから、海浜公園の維持管理そのものですね。最近の使用頻度に比べて、この維持管理がちょっと遅れているというようなご指摘かと思えます。今、話のありましたバスケットゴール等も含めて、当課としても適切に管理を行っていきなと思っておりますので、現場を見て今後の適切な維持管理に向けて検討していきなと思っております。</p> <p>もう一つよろしいでしょうか。(不規則発言あり)</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>今、引き続き、地域整備課長が西館委員の答弁漏れがあったので、続けたいということですが、続けてください。</p>
<p>地域整備課長 (岡本啓一君)</p>	<p>先ほど、西館委員からご質問いただきました屋外広告物規制に違反したときの罰則規定があるのかというご質問について、ちょっと確認できなかったので後刻答弁とさせていただいた事項について答弁いたします。</p> <p>この屋外広告物規制について、県条例において確認したところ、罰則規定がご</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>ございました。その違反の内容により罰金5万円以下から一番重いものになりますと1年以下の懲役というのが県条例において定められておりました。</p> <p>答弁漏れ、準備ができず答弁できませんで大変申し訳ございませんでした。</p> <p>以上です。</p> <p>総務課長。</p>
<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課からは、主要施策の118ページ、災害対策費に絡めまして、広報に掲載された防災特集の関係でご質問がありましたので、広報担当課としてお答えをいたします。</p> <p>平野委員がご指摘された広報の部分、私も確認してまいりました。まず、広報の発行の仕方ではありますが、共通の仕様としまして表と裏の部分だけはカラー刷り、それ以外全部白黒ということで、共通の仕様書を定めて毎月発行しているものであります。平野委員おっしゃるとおり、写真とかカラーにすればいいという部分も分かりますが、あくまでも広報というのは情報提供するもの、情報紙であるのがメインでありますので、雑誌ではありませんので、その辺はご理解いただきたいと思っております。</p> <p>また、防災特集の防災安全マップのところも確認しますと、確かに防災安全マップというのは相応のページ数で、それから相応の色を使ったマップを各家庭に配布しております。この物を、限られた広報の中に織り込むことはまず不可能でありますので、広報の中でも参考という形で、各家庭に配布している防災安全マップを確認してくださいと、あくまでも参考としてその一部分を白黒で載せている形でありますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>まちづくり防災課長 (久保田優治君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>引き続き、主要施策118ページの今の広報のカラー化の部分での、防災安全マップの件について補足をいたします。</p> <p>カラーページではないということをおあらかじめ分かって、モノクロのところの特集を図っているもので、今総務課長が答弁したとおり、防災安全マップの活用を図るための一例として載せた地図等が、従来はカラーで説明すべきものなんです。サンプルとして載せてあるということでモノクロでも構わないだろうということで載せたものではありましたけれども、今後はカラーページに少しでも載せるような工夫とかですね、ホームページとかスマホで見れるようなリンクを張</p>

	<p>るとか、そういう工夫をしていきたいなと思っております。</p> <p>それから、主要施策121ページの無線放送の関係での関連質問で、まず夕方の、長期休み等の学校の帰りましょうというコールについては、長期休み期間中17時50分に町内8校のうち2校程度選抜してですね、その学校の代表者の子供たちに録音してもらっているのです、そちらは子供からの放送というか、声で放送されています。</p> <p>あと毎週水曜日、朝7時15分の定例の広報で行っている消防署からの放送につきましては、女性消防士、大人の方が録音を毎週しておりますので、そちらになっております。</p> <p>それから、もう一つが朝6時のチャイム、もう復活しないのかということですが、やはり屋外から流すとどうしても朝方、やっぱり生活の多様化により生活時間帯が違うということで苦情がかなり来ますので、外からは流さないでくれと。自由に選べる屋内の戸別受信機で十分だということで、そちらの声が多いということで、町でもそちらを採用して、昨年度からもう屋外からの朝のチャイムは流さないということで、試行からもう本移行しておりますことを申し添えておきます。もしも相談があれば、農家さんとか屋外でどうしても朝早くチャイムが聞きたいという声はこちらには届いてはおりませんが、もし平野委員等通じましてそういうお声があるようであれば、その畑の場所で聞き取れる屋外の個別受信機を貸与することもやぶさかではございませんので、電池とか車のシガーライターからの電源でできるかと思うので、そういうご相談をいただければこちらを紹介いただければと思っています。</p> <p>以上です。</p>
<p>楢山委員長</p>	<p>いいですか、答弁漏れは。</p> <p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>111ページの除草については、町道については道路交通法上いろいろな規制がありますよというのは、前にも除雪のときに確認しました。ただその規制は、簡単に言えば農業機械とかそういうものに機械を設置して、簡単に、道路交通法上許可を得られるのか。この辺は、前の除雪する町道の方法も提案してあったので、どういう検討をされたのか、もう一回確認したいと思います。</p> <p>それと、農道の場合ですと可能性があるということですが、やはり一番肝心なのは町道が一番交通量が、例えば私のところだと二川目から木ノ下までのところ、あそこは浜街道があり、非常に交通量が多いんですよ。やはり見通しが悪い、特に高齢者の方は遠くまで見えないと、非常に横断する交差点は危険な</p>

のが何回も、私見ています。ですから、そういう意味では、やっぱり事故が起きる前にいろいろな策を講じるという形で、ぜひ、見通しがよければ事故が起きないのが、たまたまそういう障害があつて事故が起きているというのもありますので、この辺、今後どう検討していくのかもお聞かせいただきたいと思います。

それから、広報の件ですけれども、年間の仕様書、それに基づいてカラー表裏だけ、私は本当にこれでいいのかというのを前にも町長にも話を、お願いしたんですけれども。やはり、広報は情報紙で雑誌でないというんだけれども、読み手、興味を受けるほうの気持ちになって作っているのかということですよ。新聞でも何でもそうですけれども。やっぱり見たくなる、読みたくなるという紙面でないと、私はほとんどもう、隅から隅まで目を通さないと思いますよ。それだったらこの広報という役目があるんですか。私も、議会の広報担当で研修を受けました。全国から広報の担当議員が行って、専門の先生からいろいろ講習受けましたけれども、まずは見やすく、読みやすくなる、そしてまたその余白も活用した形ということ、基本ですよ。私、本当に今の課長の答弁聞いて、おいらせ町のこれではがっかりすると思いますよ。町長、やっぱり。それなりに応じて、町民にそういうものを訴えるものをちゃんとしていくには、この表裏だけじゃなくて中身によってはいろいろな形で、この広報にカラーでお知らせをしていく、そういうものがあつてしかるべきだと思いますよ。ここは町長、前から、これで2回目ですけれども、前も確認しましたけれども、いま一度町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、無線ですけれども、昨年度からもう廃止しているんだということです。それはそれでいいんですけれども。一部の人が、一部の地区からそういうのがあつてやめてしまうというのは、全体的にアンケートでも何でも取って見たらどうですか。そこの一部の地域、一部の住民が言っていることが取り上げられて、前々から実際それをよしとしてきている町民とかそういう声というのは全然聞いていないんじゃないですか。一回、町民からアンケート取ればいいんじゃないですか。何でじゃあ、小学校とかそういう子供たちは、ああいう形で場を、あの声通つて、町民も連帯感を持つんですよ。朝のチャイムがあることによって、これがおいらせ町のリズムだというのが、三沢はちゃんとそういうのを、朝、全域で鳴っているんじゃないですか。三沢だって勤務している人がいっぱいいるんですよ、朝仕事で帰ってくる、そういういろいろな人が。何でおいらせ町はそういう一部の町民から出てきたものが採択されて、今まで住んでいる人の声というのは全然吸い上げられていない。この辺の捉え方、もう一回お願いします。

檜山委員長

町長

町長
(成田 隆君)

今、広報の在り方という、担当者だけの意見だと答弁が気に食わないということでしょうけれども。私も元議員やった経験があって、広報委員もしばらくやらせられて、その中で今平野さんが言った研修とは違う研修も受けました。確かに、指導する方、講師の方々は、写真を多くしたほうが読者、見る人の目に留まるよという話も聞きましたし、そのようにしようということで改革した経験があります。ただ、今町の広報ですと、限られた紙面で限られた予算でやるには、どうしてもカラーにすると倍に行かなくても結構かかる、そういう部分で経費対効果でいくとそんなにお知らせするに、カラーにしたから見る人が増えたとか内容が濃くなったということじゃなく、お知らせですから、逆に言いますとこちらから今度から少し要望として詳しく知りたい方は役場に電話くださいとか、そういう部分でお知らせ的に、そういう要望も一考に考えていかなければならないのかなということ、できるだけ経費かけないようにして作っていくには致し方ないのかなという気がしておりますので、そこはご了解いただきたいと思います。

そしてまた、時報に近いような朝の情報放送ですか、そういう部分では、確かに住宅密集地、あるいは若い世代、そういう人たちは、何でもそうでしょうけれども、苦情は多い。しかしながら要望は少ないということで、旧浜通り、あるいは奥入瀬川通りの住民の人たちは、多少の要望があっても物を言わない、あるいは不満があっても物を言わないということで、町民の中にもそういう敏感に反応する方、あるいはまた割合穏やかな方もあるということですね。確かに、平野委員がおっしゃるように6時に鳴らしてほしいというのは私の耳にも入っていませんけれども、少数意見として捉えて、課長にも指示したことはありませんし、役場の中でも検討したことは私はないと思っていますけれども、先ほど担当者がそのように決めてあるということですので、もう一度これは検討する価値はあるかと思っていますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

以上です。

楢山委員長

地域整備課長。

地域整備課長
(岡本啓一君)

私からは、再質問のうち、以前トラクターを道路維持作業用機械に変更というか、届出することが、過去に検討すると言っていた結果についてお尋ねがありました。以前、三沢警察署に確認したところ、トラクターを道路維持作業用として使うことはできないといったようなことで、明確に駄目だといったような回答を受けております。

それから、道路の維持については、トラクターにお願いすることができないの

	<p>で道路維持作業車を持っている町であるとか、業務委託だとかといったような部分については、町道についてはそういった機械を持っているところしか対応できないので、交通安全上支障になるようなところについては、随時町に通報を受けていただくか、あるいは町がパトロールをして危険と判断したときには対処していくといったような方法を取るしかないのかなと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p>
<p>まちづくり防災課長 (久保田優治君)</p>	<p>先ほど町長も答弁したとおり、朝のチャイムの関係については、そうすればもう一度再考という形で、まずは庁内のところで町長も入った中で方針をもう一度再考していきたいなと思っております。</p>
	<p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>あと答弁漏れ、いいですか。</p>
	<p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>トラクターの件については、十和田市で除雪作業をトラクターで許可を得てやっている地区が前にあったと新聞に載っていました。ですから、三沢の警察と十和田の警察では対応が違うのかなという気がしましたけれども。十和田市で実際にやっているのが新聞に出ていますから。それはどういう条件なのかよく分かりませんが、私は、いろいろな意味で、災害とか様々なものも想定されたときに、やっぱりそういうので幅広く対応できるような体制づくりというのが大事じゃないかなということだと思っておりますので、いま一度確認してみてください。</p>
	<p>それから、町長の答弁で前とそう変わらないなという思いであり、まず町長も議員時代に議会広報の研修を受けていると。私が言っているのは分かっているんですけども、本音では金がかかり過ぎだという思いだなというのは分かりますけれども。ただ、私は、この広報は高齢者も見られるわけですよ。この前も話した、高齢者というのは何割ありますか。ましてや、高齢者世帯、独り世帯、高齢者だけの世帯そういう方々がこの広報を読んでちゃんと目が届くかと。私は本当にこの細かい漢字とかそういうのあったらね、ほとんど見ないと思いますよ。町長が言うそのお知らせ版だという、お知らせ版だからちゃんと見えるようにすべきだと私は思いますよ。本当に残念です。答弁は要りません。これ以上議論しても私の気持ちが理解できないんだったらもう無駄ですよ。</p>

	<p>終わります。</p>
<p>檜山委員長 (委員席)</p>	<p>ほかに質疑ありますか。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、第8款から第9款までについての質疑を終わります。 次に、第10款教育費から第13款予備費までについての質疑を行います。決算書の128ページから153ページまで、主要施策の成果は122ページから149ページまでとなります。質疑ありませんか。松林委員。</p>
<p>松林義光委員</p>	<p>長く質問できませんから、簡単に質問したいと思います。</p> <p>社会教育・体育課長から直接聞いてもいいと思いますけれども、個人情報絡むと思いますのであえてお伺いいたします。</p> <p>成人式、今年度も行われると思います。そこで、名簿のところは親御さんの名前はございません。これは、個人情報に禁じられていると、親御さんの名前を載せると罰せられるということなのか。それとも、教育委員会で判断をして、やっぱり載せるべきではない、こういう判断で掲載しないのかお伺いします。</p> <p>あわせて、町内会名もついておりません。私はその町内会まで個人情報に絡んでくるのかどうか、お伺いいたします。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>教育長。</p>
<p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>成人式についてのお尋ねでありました。名前のところ、冊子に地域、地区町内会のあれが載っていないという話でした。まず、町内会のところを載せてほしいというところから、主役は成人の方々です、そこからもし話が来れば、これは検討はしていきます。その主役である新成人から特別この地区名も入れてほしいとか、こういうことが今のところこちらには来ておりませんので、町内会とかそういうところは今のところ入れる予定はないということで理解していただければと思っております。</p> <p>補充があったら。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>社会教育・体育課長。</p>
<p>社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p>	<p>それではお答えしたいと思います。 まず、町内会を載せるか載せないかという部分に関してですけれども、成人式</p>

	<p>の対象者といいますかその方は、各中学校、おいらせ町の中学校を卒業した方、木ノ下、下田、百石の方ですね、あとはおいらせ町に現在在住している方とか、そういったいろいろなくくりがあります。町内会となれば、例えば県外に住んでいる方も参加しますので、その方たちは町内会は載らないということになりますし、住んでいる方は当然載るんですけども、様々いろいろ対応が分かれるという部分があります。その部分を、我々住基でいろいろと調べるとなればいろいろと、様々出てきますし、そういった部分で、ちょっと私も経緯は分かりませんが、今載せているのはどこの中学校かというところだけですね、載せているという実情があるのかなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>樽山委員長</p>	<p>松林委員。</p>
<p>松林義光委員</p>	<p>参考までにお伺いします。</p> <p>親御さんの名前を載せる、町内会の町名を明示する、そのことは個人情報に触れて罰せられますか。そのことをお伺いいたします。</p>
<p>樽山委員長</p>	<p>教育長。</p>
<p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>お答えをいたします。</p> <p>そこまで、罰せられるかというところまで検討はしておりません。あるいは、そこまでは調べてはいないということで。</p>
<p>樽山委員長</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>小笠原委員。</p>
<p>小笠原伸也委員</p>	<p>施策の成果134ページなんですが、図書館まつりについてお聞きします。</p> <p>これは、令和5年度なかったということで、今年なんかやっていたようなところですが、一応あれでしょうか、復活したという感じで、町として捉え方どうなのか。将棋まつりと一緒に開催したんですよね。これ、町として成果、よかったのか、どうなのかというところと、あと読書スタンプラリー63人、これは非常にこのスタンプラリー、読書人数増やすために非常にいい行いだなど、取組をされているなと思って、町民としてこれはありがたいんじゃないかと思っておりますので、これからも継続してほしいと思うんですが、これは63人、年々増えているのか減っているのか、参考までにご所見をお知らせ願いたいのと、図書</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>館の指定管理の方、これ町で雇ってやってもらっているということですが、利用者増を目指すために休館日なしにできないか。あと、夜間ちょっと遅くまで図書館開けることはできないかどうか、お聞きしたいと思います。</p>
<p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>図書館まつりは、全国将棋まつりと一緒に開催をしてきました。たまたま一回コロナの関係でやめている時期はありましたけれども、今年から復活をしております。非常ににぎわっております。</p> <p>それから、開館の時間をもう少し増やせないかということでありましたけれども、これは現時点では無理かなと思っていました。働く人たちのシフトの関係もあってこれ以上増やすことはできないなと思ってますし、それから遅くなるとあそこの利用者数がかなり激減します、時間的に。ですから、今のところ時間を延ばすとかということは考えてはおりません。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>それでは、図書館まつりですけども、こちら指定管理者で行っている祭りになっておりまして、指定管理者、みなくる館、大山将棋記念館、あと図書館ということで3館請け負っていますので、将棋まつりに合わせて行っているという祭りでございます。</p> <p>内容ですけども、リサイクルブックということで、実際本のいろいろな配布ですとか様々やっております。それ以外にまたクイズラリーとか、そういったもので図書に興味を持ってもらおうということで、図書館、先ほどお話しした読書スタンプラリーもやっていますけれども、こちらの人数が減っているか多くなっているかどうかという話ですけども、コロナの間中はちょっと実施しておりませんで、昨年度実施しまして76人でした、一昨年ですか。昨年度は63人ということで若干減ってはいますけれども、うちとしてはこのくらい的人数、減ってはいるんですけども、コロナ後順調に行われているという認識でございます。</p> <p>あと、図書館の開館時間についてですけども、こちらの3館、条例でも実際の時間の規定されておりまして、その時間どおりに運用しているというのが実情なんですけれども、3館ですね、指定管理者のみなくる館とか全部運用しておりまして、従業員も、スタッフでいろいろとローテーションといいますが、ちゃん</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>とやりながらやっているということで、今の状態で延長しないでやっていきたいというのが考えでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。</p> <p>平野委員。</p> <p>私は、主要施策の成果の123ページのところの扶助費のところです。子育てのための施設等利用給付費1,764万円について、これについてはその対象人員が幾らになっているのか、施設がどのぐらいになっているのか。内容についてお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから124ページ、125ページにわたりますけれども、小学校、中学校費のところ、小学校の教員住宅、中学校の教員住宅、これが現在どうなっているのか、あるのかないのか、これをお知らせいただきたいと思います。</p> <p>それから、138ページの保健体育総務費のところ、社会体育のところですが、139ページでは負担金及び補助金があります。140ページに、各団体の補助が出ていますけれども、町スポーツ協会補助金、それからスポーツ少年団補助金、この中身がちょっと報告が、例えば138ページですとスポーツ推進協議会、これらの部分の報告がありますけれども、例えば町を挙げて参加する県民体育大会、いろいろ郡大会、そういうものの事業内容報告等がちょっと欠けているように思うんですけれども、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>学務課長。</p>
<p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>私からは、さっきの123ページの扶助費の子育てのための施設等利用給付費についてご説明いたします。</p> <p>こちらにつきましては、町内に住んでいる児童の方が幼稚園に就園されている子供に対する費用になります。施設利用分と預かり保育分になりますけれども、認定こども園等に移行していない幼稚園が対象になりまして、3施設、町内であれば下田幼稚園、あと三沢市の松園幼稚園といちい幼稚園に入園している子供たち合わせて58人の子供たちの費用になります。</p> <p>続きまして、教職員住宅になりますけれども、すみません、ちゃんと資料がなくて大変申し訳ないんですけれども、昨年の3月の議会等で町営住宅の条例を廃止させていただいております。最後、管理していたものは下田小学校の校長住宅、</p>

	<p>一般教員住宅、あと木ノ下中学校にあった教職員住宅等ですね。利用が数年なくなってきたということと、老朽化または維持管理を考えたときにということで、教職員住宅を廃止していて、現在教職員住宅は町内にはないこととなっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>財政管財課長。</p>
<p>財政管財課長 (田中淳也君)</p>	<p>それでは、教職員住宅のちょっと補足をしたいと思います。</p> <p>教育委員会で教職員住宅として廃止としまして、当課に普通財産として今現在は当課で管理をしております。ここの部分につきましては、下田小学校のところと木ノ下中学校のところの元教職員住宅については、売却に向けて手続等をする予定でいるところです。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>社会教育・体育課長。</p>
<p>社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p>	<p>それでは、主要施策の成果140ページの件お答えします。</p> <p>こちらは、表の上のほう、町スポーツ協会補助金ということで、これはスポーツ協会の団体に対する補助金の交付内容ですね、こちら16協会に交付ということで補助金を交付したという内容を載せております。</p> <p>それ以外に、ご指摘のありました大会の結果等でございますけれども、そこらはおっしゃるとおりこちらの表には掲載しておりませんでした。コロナの期間中、ちょっと開催されなかったということもありまして、昨年度から正式に開催されたということで、来年度以降追記していきたいと、大会の結果等ですね、郡総合何位とか、県総合何位とかですね、そういったものにつきましてはこちらに掲載して分かるようにしていきたいなと思っております。</p> <p>あわせて、委員の皆さんにもお配りしておりますおいらせ町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書というものがございまして、こちらにもいろいろとスポーツの関係の事業の成果ですとか載っておりますので、そちらも併せて今後ご覧いただければと思っております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>平野委員。</p>

平野敏彦委員	<p>123ページのところについては、施設については町内1、町外2というようなことで、認定こども園以外の部分で対応しますよということで理解をいたしました。ありがとうございます。</p> <p>それで、小学校、中学校の教員住宅については、条例を廃止して普通財産にして、今これから売却に向けて手続をするということですが、該当になる件数はどうなんですか。それと、この決算、一般会計の決算書のところの156、157ページのこの普通財産の中の宅地にそうすると入っているのかどうか、含まれているのかどうか、これも併せてお聞かせをいただければと思います。売却に向けて、小学校の住宅は下田、木ノ下、そういう部分で何棟なのか、中学校は何棟なのか、この辺も併せてお願いします。</p>
檜山委員長	<p>財政管財課長。</p>
<p>財政管財課長 (田中淳也君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>教職員住宅のところの財産に関する調書の部分ですが、移管と同じくして普通財産に土地建物を移動させているはずですが、今残っている部分では、下田小学校のところに住宅が2棟あります。それから、木ノ下中学校のところが4棟建っています。それは、どう売るかは一括で2棟もしくは4棟、一括で売るか、別々に売るかというのはこれから考えていきます。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長 (委員席)</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
<p>檜山委員長 (委員席)</p>	<p>なしと認め、第10款から第13款までについての質疑を終わります。</p> <p>以上で歳出についての質疑を終わります。</p> <p>次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についての質疑を行います。決算書の155ページから161ページまでとなります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
檜山委員長	<p>なしと認め、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、認定第1号の質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>

<p>西館芳信委員</p>	<p>西館委員、賛成か反対かを先に聞きたいんですけども。（「賛成の立場から」の声あり）</p> <p>西館委員、前をお願いします。</p> <p>本議案に対しまして、賛成の立場から討論させてください。</p> <p>会議規則だとか、それから地方自治法、議員同士の議論が本会議でなされるのは非常に難しい設定になっております。なかなかできないということ。また、私自身は決して理事者側にくみするポピュリズム迎合的な議員ではないということと皆さんに前置きしながら聞いていただきたいんですけど。</p> <p>この決算の案件について、特に不都合、過失そういうものは何もなく、通常どおりだと私は解しております。その中で、ちょっと聞いて、おやっと思ったのがチャイムの件、人間の最も本能、大切なものの中の安眠が害されるということであれば、これは過半数だとかそういうことで決定されるものではない。1人でも2人でも反対がいれば、行政はこれにも慎重にならざるを得ないということで、私はこれは本当に担当課、スタッフの皆さんがちゃんとした判断をしてくださっていると思います。</p> <p>それから、もう一つ、広報につきましてはいろいろ町長もこういう経験があるよということをおっしゃいました。私も、今から三十何年前、3年間の期限付きで自分の新聞を出しました。そういう経験から、当時とはもういろいろな技術でも何でも比較にならない、そして町の今の広報の在り方が、ぐだぐだ言わないけれども、私の基準からすれば本当に立派なものだなと。どうぞ、改善の気持ちは大切ですけども、このままの調子で頑張ってくださいと私は言いたいです。</p> <p>以上、私のこの2つの心情を申し上げまして、本議案に賛成という討論を終わります。</p>
<p>榎山委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかに討論ありますか。</p>
<p>(委員席)</p> <p>榎山委員長</p>	<p>***「なし」の声***</p> <p>討論はなしと認め、討論を終わります。</p> <p>本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p> <p>榎山委員長</p>	<p>***「なし」の声***</p> <p>異議なしと認めます。</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>よって、認定第1号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決定しました。</p> <p>昼食のため、1時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 0時03分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時30分)</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>ここで、財政管財課長より、平野委員からの質疑についての答弁誤りがあり、答弁したいとの申出がありましたので、これを許します。</p> <p>財政管財課長。</p>
<p>財政管財課長 (田中淳也君)</p>	<p>午前中の質疑の中で答弁誤りがありましたので、委員長のお許しを得て訂正させていただきます。</p> <p>平野委員からの教育費の中での質問の中に、教職員住宅の棟数について質問がありました。木ノ下中学校4棟と答弁をいたしました。正しくは住宅6棟、車庫1棟の誤りでした。</p> <p>訂正してお詫びいたします。申し訳ありませんでした。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>認定第2号、令和5年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>会計管理者。</p>
<p>会計管理者 (小向正志君)</p>	<p>それでは、認定第2号についてご説明いたします。</p> <p>主要施策の成果157ページをご覧ください。</p> <p>決算規模について、第1表決算規模及び収支の推移をご覧ください。</p> <p>右端に記載の令和5年度決算額ですが、歳入は22億5,979万1,000円で、前年度比1.6%の減。また、歳出は22億2,401万7,000円で、前年度比1.2%の減となっており、歳入歳出差引額は3,577万4,000円となっております。</p> <p>次に、第2表歳入決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳入の主なものは、3款県支出金が15億651万3,000円、1款国民健康保険税が4億7,643万8,000円、5款繰入金が2億1,675万6,000円となっております。</p>

	<p>続きまして、158ページの、第3表歳出決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳出の主なものは、2款保険給付費が14億4,211万2,000円、3款国民健康保険事業費納付金が6億9,113万5,000円となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、決算書及び主要施策の成果の全般について行います。</p> <p>決算書の8ページから32ページまで、主要施策の成果は157ページから160ページまでとなります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>なしと認めます。以上で質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第2号は原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決定しました。</p> <p>次に、認定第3号、令和5年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>会計管理者。</p>
<p>会計管理者 (小向正志君)</p>	<p>それでは、認定第3号についてご説明いたします。</p> <p>主要施策の成果161ページをご覧ください。</p> <p>決算規模について、第1表決算規模及び収支の推移をご覧ください。</p> <p>右端に記載の令和5年度決算額ですが、歳入は2,011万6,000円で、前年度比29.9%の増。また、歳出は1,965万9,000円で、前年度比</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>30.6%の増となっており、歳入歳出差引額は45万7,000円となっております。</p> <p>次に、第2表歳入決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳入の主なものは、5款諸収入が1,639万5,000円、3款繰入金が313万3,000円となっております。</p> <p>続きまして、162ページの第4表歳出決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳出の主なものは、1款事業費が1,965万9,000円となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、決算書及び主要施策の成果の全般について行います。</p> <p>決算書の34ページから42ページまで、主要施策の成果は161ページから162ページまでとなります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>なしと認めます。以上で質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第3号は原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決定しました。</p> <p>次に、認定第4号、令和5年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>会計管理者。</p>
<p>会計管理者</p>	<p>それでは、認定第4号についてご説明いたします。</p>

<p>(小向正志君)</p>	<p>主要施策の成果163ページをご覧ください。</p> <p>決算規模について、第1表決算規模及び収支の推移をご覧ください。</p> <p>右端に記載の令和5年度決算額ですが、歳入は10億846万9,000円で、前年度比1.9%の減。また、歳出は9億9,368万5,000円で、前年度比2.7%の減となっており、歳入歳出差引額は1,478万4,000円となっております。</p> <p>ただし、歳入歳出差引額は、公共下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い下水道事業会計へ引き継がれております。</p> <p>次に、第2表歳入決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳入の主なものは、4款繰入金が6億1,025万8,000円、7款町債が1億9,390万円、2款使用料及び手数料が1億8,240万6,000円となっております。</p> <p>続きまして、164ページの第5表歳出決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳出の主なものは、3款公債費が6億8,797万1,000円、1款総務費が2億989万6,000円、2款事業費が9,581万9,000円となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、決算書及び主要施策の成果の全般について行います。</p> <p>決算書の44ページから56ページまで、主要施策の成果は163ページから166ページまでとなります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p> <p>檜山委員長</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認めます。以上で質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p> <p>檜山委員長</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第4号は原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決定しました。</p> <p>次に、認定第5号、令和5年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>会計管理者。</p>
<p>会計管理者 (小向正志君)</p>	<p>それでは、認定第5号についてご説明いたします。</p> <p>主要施策の成果167ページをご覧ください。</p> <p>決算規模については、第1表決算規模及び収支の推移をご覧ください。</p> <p>右端に記載の令和5年度決算額ですが、歳入は1億5,961万4,000円で、前年度比37.5%の減。また、歳出は1億4,262万2,000円で、前年度比43.3%の減となっており、歳入歳出差引額は1,699万2,000円となっております。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源73万円を差し引いた実質収支額は1,626万2,000円となります。</p> <p>ただし、歳入歳出差引額は、農業集落排水事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い下水道事業会計へ引き継がれております。</p> <p>次に、第2表歳入決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳入の主なものは、4款繰入金が6,907万5,000円、7款町債が3,950万円、1款使用料及び手数料が3,452万3,000円となっております。</p> <p>続きまして、168ページの第4表歳出決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳出の主なものは、3款公債費が7,871万7,000円、1款総務費が3,826万3,000円、2款事業費が2,564万1,000円となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、決算書及び主要施策の成果の全般について行います。</p> <p>決算書の58ページから70ページまで、主要施策の成果は167ページから169ページまでとなります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>

	<p>歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金が2億5,206万1,000円、1款総務費が1,086万9,000円となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、決算書及び主要施策の成果の全般について行います。</p> <p>決算書の106ページから111ページまで、主要施策の成果は175ページから178ページまでとなります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>なしと認めます。以上で質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第7号は原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決定しました。</p> <p>次に、認定第8号、令和5年度おいらせ町病院事業会計決算認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>会計管理者。</p>
<p>会計管理者 (小向正志君)</p>	<p>それでは、認定第8号についてご説明いたします。</p> <p>主要施策の成果179ページをご覧ください。</p> <p>初めに、第1表収益的収入及び支出の決算規模をご覧ください。</p> <p>右端に記載の令和5年度決算額ですが、事業収益は9億8,081万7,000円で、前年度比0.1%の増。また、事業費用は10億1,856万1,000円で、前年度比8.9%の増となっており、差引き3,774万4,000円</p>

	<p>の純損失が生じております。</p> <p>第2表事業収益決算額の状況をご覧ください。</p> <p>収入決算額は、1款医業収益が8億3,575万6,000円、2款医業外収益が1億4,506万1,000円となっております。</p> <p>第3表事業費用決算額の状況をご覧ください。</p> <p>支出決算額は、1款医業費用が9億8,348万7,000円、2款医業外費用が3,507万4,000円となっております。</p> <p>続きまして、第4表資本的収入及び支出の決算規模をご覧ください。</p> <p>右端に記載の令和5年度決算額ですが、資本的収入は3,217万円で、前年度比79.8%の減。また、資本的支出は5,707万円で、前年度比64.7%の減となっております。差引き2,490万円の不足が生じており、不足分については損益勘定留保資金で補填しております。</p> <p>180ページをご覧ください。</p> <p>第5表資本的収入決算額の状況をご覧ください。</p> <p>収入決算額は、1款企業債が1,070万円、2款他会計出資金が2,147万円となっております。</p> <p>第6表資本的支出決算額の状況をご覧ください。</p> <p>支出決算額は、1款建設改良費が1,173万円、2款企業債償還金が4,294万円、3款投資その他の資産が240万円となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、決算書及び主要施策の成果の全般について行います。</p> <p>決算書の120ページから149ページまで、主要施策の成果は179ページから180ページまでとなります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>主要施策成果のところの179ページのところ、純利益が3,774万4,000円損失で計上されております。これについては、監査の意見書でも計上してありますけれども、純損失が生じているというようなことで、来年度、入院収益の向上及び経費削減で取り組んでいただきたいという指導がありますけれども、入院は患者見ますと増えていますけれども、外来が前年比較で減っているわけで、この金銭的な形で、今まではコロナ禍で補助事業がいろいろな形で入って、</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>患者が少なくとも入ってあったんですけども、それが5類になることによっていろいろな補填がなくなってきたということになると思いますけれども。外来の患者確保というのは、医師の、スタッフ定着とか様々あると思いますけれども、この解消の手だてというのはあったらお聞かせいただきたいと思います。</p>
<p>病院事務長 (葉嶋泰幸君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>まず最初に、決算書の136ページをご覧くださいと思います。</p> <p>こちらの表の上のほうに、医業収益ということで1款2項外来収益ということで、令和5年度と令和4年度の比較がございます。令和5年度の決算額は1億7,759万4,355円。対しまして、令和4年度の決算額は1億9,300万4,513円ということで、マイナス1,500万円の減ということで、外来収益は減額されております。</p> <p>コロナ禍、患者の受診控えとかございました、ただ今後、外来患者を増加させることが必要ということで病院も考えておまして、それに対する対応としましては、まずは昨年度9月1日以降、小児科の常勤医師の採用ということです。こちらにつきましては4月以降、小児科の患者さんが増加しているという状況であります。さらには今年度4月1日から、これまで休診していた整形外科の先生が常勤として務めることになっております。そちらまだ期間は数か月しかたっておりませんので何とも言えませんが、こういったまずは常勤の先生の増員による外来患者及び入院体制も含めてなんですけれども、そういうことで患者さんの増ということで努力してまいりたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長 (委員席)</p>	<p>いいですか。ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
<p>檜山委員長 (委員席)</p>	<p>なしと認めます。以上で質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p>

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 6 年 1 1 月 2 2 日

決算特別委員長..... 樽 山 忠